

番 号： 140346

国 名： 東ティモール

担当部署： 農村開発部水田地帯第一課

案件名： マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2（コメ流通販売）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： コメ流通販売
- (2) 格 付： 3号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2014年6月下旬から2014年8月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.35M/M、現地 1.63M/M、合計 1.98M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地調査期間 | 整理期間 |
| 4日 | 49日 | 3日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 6月4日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

| | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

| | |
|----------------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計100点)

| | |
|----------|----------------|
| 類似業務 | 農産物流通販売に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | 東ティモール／全世界 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
- (2) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

2002年5月に独立した東ティモールは、人口の約75% (FAO、2010) が農業・水産業に従事しており、GDPの約25%を農業セクターが占めているが、独立の混乱に伴う農業人口の流出、一部灌漑施設の破壊等により、農業生産性は低下している。

また、農業生産者の大多数を占める小農は非効率・低投入な粗放的自給農業に依存しており、主要穀物の国内生産は不十分で、特にコメに関しては毎年国内需要の40%前後の生産にとどまり、残りの需要は輸入によって賄わざるを得ない状況である。

一方、同国の「戦略開発計画」では、2011年から2020年までの10年間で、コメの生産量の増加及び生産性の向上によって、輸入量を減らし、コメの完全自給を達成することを目標としている。

東ティモールのマナツト県は、灌漑水稻栽培が広く行われている同国有数の米産地であり、水稻栽培の大きなポテンシャルを有している。JICAは東ティモールの要請により同県ラクロ灌漑地区において、農業水産省マナツト県事務所をカウンターパート(以下C/P)に、技術協力プロジェクト「マナツト県灌漑稲作プロジェクト」(以下「フェーズ1プロジェクト」)を2005年6月から2010年3月まで実施した。フェーズ1プロジェクトでは、改良稲作システム(水田の均平作業、優良種子導入、除草機を利用した雑草管理、条植移植法の導入等)の構築及び簡易型農業機械(水稻直播機、脱穀機)のプロトタイプの開発を行ったが、東ティモール政府はC/Pの農民指導能力の更なる強化及びプロジェクト成果の周辺地区への拡大が必要であるとして、後継案件を我が国に要請した。

これを受けて、JICAは2010年11月から2014年11月の4年間の予定で農業水産省マナツト県事務所をC/Pとして、「マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2」(以下「フェーズ2プロジェクト」)を実施中であるが、2014年3月に実施された終了時評価調査において、進捗に遅れが認められる営農分野の活動強化と共に、収穫後処理技術改善や販路開拓等の市場アクセス強化にかかる活動の追加が提言され、プロジェクト目標の達成のために、2015年11月まで1年間の協力期間延長が予定されている。

東ティモールでは、安価な輸入米が市場に広く出回っている。このため、コメの換金作物としての魅力は損なわれており、一部の農民の中には、稲の栽培の目的を自家消費に限定し、それ以上の作付けを躊躇する傾向が見られる。また、マナツト地区では、農民の高齢化が進んでおり、農民は年金の受給年齢に達すると廃業したり、農家の若い世代はマナツトを離れて都市部での就業機会を求めるケースも多く、後継者の不足が顕在化しつつある。

フェーズ2プロジェクトでは、現在2名の長期専門家(チーフアドバイザー/灌漑水管理、業務調整/研修・参加型開発)を派遣し、C/P及び農民グループに対し、改良稲作システムの普及、水利組合による灌漑システムの維持管理等に関する技術移転を行ってきたが、上記の課題への対応として、稲作の商業化の実現と農民の稲作への関心呼び起こすため、マナツト県農業事務所の試験圃場に今年になって設置された精米プラントの活用を通じた収穫後処理技術の導入と商業化戦略の策定を新しい課題として取り組む予定である。

本専門家は、対象地区内の稲作の商業化に向けた課題について整理するとともに、集荷、精米、グレーディング、出荷までを行うライスセンター設立を通じた販売体制整備について指導・助言を行うことを目的に派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、コメ収穫後処理技術/流通販売専門家として、東ティモール農業水産省マナツト県農業事務所職員と共に、情報収集・調査を実施しながら同職員に対する技術移転を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、現在、東ティモール国において実施中の開発計画調査型技術協力「農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト」でコメ流通販売に係る調査を実施していることから、特に②③の調査については同調査進捗結果を参考にした上で、本プロジェクトの販売体制強化に必要な実践的情報収集を目的に実施する。

(1) 国内準備期間 (2014年6月下旬)

- ① プロジェクト関連資料(詳細計画策定調査報告書、技術協力プロジェクト事業進捗報告書、プロジェクト活動報告、評価報告書等)を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② プロジェクトとの連絡・調整に基づき業務内容を検討し、現地での活動計画、C/P機関へ

の指導内容及び工程（案）を記載した現地派遣期間のワーク・プラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。

(2) 現地派遣期間（2014年6月下旬～8月中旬）

- ① ワーク・プラン（英文）を基に、C/P及びプロジェクトチームの専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② コメ販売にかかわる組織強化の優良事例となりうる、流通業者と提携関係のある篤農家や農家グループをC/Pと共に2～3か所訪問し、農産物の共同出荷の状況、収穫後処理を含む品質の管理及び出荷方法、メンバー農家間のコミュニケーション、組織強化におけるリーダーの役割などについて聞き取り調査を行う。
- ③ C/Pと共に優良事例となりうる農家グループの出荷先となる市場や流通業者（ディリ及びマナツト周辺地方部を想定）を訪問し、コメの需要や価格、買い取り条件等を調査する。
- ④ 第三国専門家（農業機械）が中心となってC/Pと共に実施している以下の項目について、必要に応じて調査結果の取りまとめを支援する。
 - (ア) 精米品質に関係する収穫前・収穫後処理、民間精米業者の現状調査
 - (イ) 精米プラントの運営費用と精米処理量、歩留まり、手数料収入等のデータ収集とプラントの収益性分析
- ⑤ 上記調査結果を踏まえ、現在派遣中の専門家及びC/Pと共に、集荷、精米、グレーディング、出荷までを行うライスセンターを設立するための「ライスセンター運営ガイドライン（案）」を作成する。同ガイドライン（案）には、以下項目を含むものとする。なお、(キ)～(ケ)については、第三国専門家を中心となってC/Pと作成することを想定しているが、同ガイドライン（案）全体の取りまとめは本専門家が中心となって行うものとする。
 - (ア) ライスセンターの運用規程（利用ルール）
 - (イ) ライスセンター運営の収益性分析
 - (ウ) 販売組織化手法
 - (エ) 販売・流通改善策（グレーディング含む）の提案
 - (オ) 民間精米業者への影響緩和配慮の検討と提言
 - (カ) 販売用袋の既存デザイン情報の改善提案
 - (キ) 収穫前・収穫後処理技術の改善案
 - (ク) 精米プラントの技術仕様に係る提言
 - (ケ) 精米プラントの維持管理策
- ⑥ ライスセンター運営ガイドライン（案）作成後の試用期間における活用の留意点と安定的なライスセンター運営実現のために今後のフォローが必要な事項を提言する。
- ⑦ プロジェクト専門家と協力して対象地域の関係者に対するワークショップを開催し、活動報告と改善提案・ライスセンター運営ガイドライン（案）の要点を説明する。
- ⑧ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICA東ティモール事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2014年8月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所、C/P機関）現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、日本⇒シンガポール⇒ディリ⇒シンガポール⇒日本を標準とする。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月26日～8月13日を予定している。

- ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）。

- ・チーフアドバイザー/灌漑水管理（長期派遣専門家）
- ・業務調整／研修・参加型開発（長期派遣専門家）
- ・農業機械（インドネシア第三国専門家・派遣期間2014年3月10日～7月7日）
- ・稲作技術（インドネシア第三国専門家・派遣期間2014年3月10日～10月3日）
- ・農民組織（インドネシア第三国専門家・派遣期間2014年3月10日～9月5日）

- ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舍手配

あり

- ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

- エ) 通訳備上

現地において必要があれば通訳（英語⇄テトゥン語または英語⇄インドネシア語）を備上予定。

- オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。

- カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

- (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯1課(TEL:03-5226-8452)にて配布します。

- ・ マナット県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2終了時評価報告書(案)
- ・ 事業進捗報告書

②業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マナット県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書
- ・ マナット県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2中間レビュー調査報告書

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上